

香芝市下水道事業経営戦略

令和7年2月

奈良県香芝市

香芝市下水道事業経営戦略

団体名	奈良県香芝市		
事業名	香芝市下水道事業(公共下水道事業)		
策定期日	令和 7 年 2 月		
計画期間	令和 7 年度 ~ 令和 16 年度		

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年度(36年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成30年4月1日より 法適化(全部適用) ただし、令和7年4月1日より一部適用予定
処理区域内人口密度	70.7(人/ha)	流域下水道等への接続の有無	有
処理区数	流域関連公共下水道事業(2処理区)		
処理場数	市単独の処理場は持たず、奈良県が管理する大和川上流・宇陀川流域下水道における2箇所に接続して終末処理を行っている。		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	事業開始時より処理場を持たず全て流域下水道に接続している。 平成29年度に香芝市公共下水道事業計画における区域拡大の変更を行い、流域関連公共下水道として事業を実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	一般排水(一般家庭等): 132円/m ³ (消費税10%を含む) 従量制料金を採用している。資産維持費は加算していない。		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般排水(公衆浴場): 77円/m ³ (消費税10%を含む) 中間排水: 187円/m ³ (消費税10%を含む) ・中間排水:工場やその他の事業場からの汚水排水量が1ヶ月300m ³ を超える部分 特定排水:242円/m ³ (消費税10%を含む) ・特定排水:工場やその他の事業場からの汚水排水量が1ヶ月750m ³ を超える部分 累進従量制料金を採用している。資産維持費は加算していない。		
その他の使用料体系の概要・考え方	水質使用料 生物化学的酸素要求量:12円/m ³ ~138円/m ³ 浮遊物質量:17円/m ³ ~175円/m ³ ・水質使用料:特定排水のうち一定の水質基準を上回るものに対する使用料 水質に応じ従量制料金を採用している。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 2,640 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	令和3年度 2,721 円
	令和4年度 2,640 円	※過去3年度分を記載	令和4年度 2,721 円
	令和5年度 2,640 円		令和5年度 2,728 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	下水道事業の職員数は11名である。
事 業 運 営 組 織	<p>下水道課 上下水道部 業務課</p> <p>※平成30年度4月1日より下水道事業に公営企業法を全部適用しており、その際に水道事業と組織統合を行った。 ただし、令和7年4月1日より水道事業広域統合により分離し、下水道事業は市長部局と統合予定</p>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	官民連携活用に向けてウォーターPPPについて検討を行う。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

別添資料「経営比較分析表」を参照

2. 将来の事業環境

(1) 处理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予想及び、過去の人口増加実績をもとに将来人口を推計し、各年度の新規投資による普及拡大の影響を考慮し算定している。
 計画期間中の市内人口は減少を見込みつつ、普及拡大により普及人口の増加を見込んでいる。

(2) 有収水量の予測

処理区域内人口及び水洗化率から水洗化人口を予測し、一人あたりの使用水量見込を乗じて推計している。
 人口減少による有収水量の減少と普及及び接続に伴う有収水量の増加を見込んでいる。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の見込に対し、料金改定をふまえて使用料単価見込を乗じ算定している。
人口減少と普及拡大の差し引きにより普及人口の微増を見込むことから、有収水量が増加し、使用料収入の増加を見込んでいる。

(4) 施設の見通し

処理施設は有していない。
管渠については現在管渠の維持と普及拡大のため新規投資を見込んでいる。

(5) 組織の見通し

現在水道事業との組織・事務統合を行っているが、令和7年4月より水道事業が広域化により組織分離することによって事務の増加が見込まれるが、公営企業法の適用状況を一部に変更することにより市長部局と組織を統合し事務の効率化を図る。

3. 経営の基本方針

安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する

- ・整備を促進し公共下水道処理人口の増加を目指す。
- ・啓発活動を行い、水洗化率の向上を目指す。
- ・今後予想される施設の老朽化に対応すべく、計画的かつ効率的な下水道施設の維持管理を行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	国土交通省が推奨している新技術(クイックプロジェクト)の積極的な採用や資機材単価の特別調査を実施することで事業費の抑制を図る。 未普及地域の整備に向けて新規投資を行う。 令和16年度末普及率84%(令和5年度末 77.9%)
-----	--

・管渠の建設・更新に関する事項： 普及拡大については、物価上昇を考慮しつつ、国の下水道事業における10年概成の方針により、補助金の交付が引き続き見込まれる期間中に重点的な整備を行うことを見込んでいる。 改築更新については、ストックマネジメント計画に基づく点検を進め、法定耐用年数ではなく、長寿命化による施設の延命や実情に応じた改築更新を行うことを見込んでいる。 ・流域下水道建設負担金に関する事項： 建設負担金については、平均値で見込み、物価上昇を考慮している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	国の補助金に関する動向に注視し、国庫補助金を最大限活用する。 きめ細やかな啓発活動に取り組み、水洗化率の向上を図り、有収水量を増加させることで使用料収入の確保を行う。 料金水準の見直しを行い、経費回収率の向上を図る。 令和16年度末経費回収率90%(令和5年度84.3%)
-----	---

・使用料収入の見通しに関する事項 今後の水洗化人口増加に伴う有収水量の増加及び人口減少による減を見込んでいる。 経費回収率の向上を図り料金水準の改定を見込んでいる。 ・企業債に関する事項 建設改良及び流域下水道建設負担による企業債の発行額は、事業計画を基に計上している。 また、資本費平準化債の発行額は、資金収支バランスを考慮して赤字が発生しない水準の発行を見込んでいる。 ・補助金に関する事項 建設改良に係る補助金については、普及拡大について補助が継続されると見込まれる間は実績と同水準で見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項 水道事業広域化による事務分割による増員を見込んでいる。 ・修繕費に関する事項 令和5年度の決算額を基に、物価上昇及び普及拡大を考慮した必要所要額を見込んでいる。 ・委託費に関する事項 令和5年度の決算額を基に、物価上昇及び普及拡大の影響を考慮して委託料等の増加を見込んでいる。 ・負担金に関する事項 流域下水道維持管理負担金は普及拡大の影響を考慮し増加を見込んでいる。 不明水対策を進め管路及び処理場への負荷を軽減し維持管理費の低減を図っている。 一般会計等との事務統合を進め負担金等の削減を図っている。
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	事業の実施は国庫補助金の動向に左右されるため、国が公表している未普及対策、地震対策、ストックマネジメント計画の各通信簿において高得点を獲得することや事業を繰り返し完了させることにより、安定的な国庫補助金の確保に努め事業費の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	ウォーターPPPに係る経費、効果は見込んでいない。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	基本料金や資産維持費などの料金体系等に係る検討については見込んでいない。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	国庫補助金に係る制度変更やアクションプランの延長に係る動向については見込んでいない。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	ウォーターPPPや包括的民間委託等を行ううえでの効率化、費用対効果等を十分に精査しながら、導入について検討していく。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	定期的な点検・調査による異常の早期発見と修繕に努め、経費削減に努める。
委託費に関する事項	委託可能な業務を整理・検討し、経費の削減・業務の効率化に努める。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間であるが、「経営戦略策定ガイドライン」(総務省)では、その推進にあたり毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3年から5年に一度見直し(ローリング)を行う必要があるとされている。 経費回収率向上に向けたロードマップの推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行う。 また、少なくとも5年に一度、下水道使用料改定の必要性について検討するなどして下水道事業の持続可能性の確認を行う。また、「計画(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」を導入し、目標の達成状況等の確認や、改善策及び使用料改定の水準にかかる検証を行い、その内容について住民及び利用者、議会へ公表する。
---------------------	---

経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示す。

経費回収率向上に向け、下水道使用料の検証を行った結果、市が今後も国庫補助を受け続けるためには下水道使用料の改定が必要になることが見込まれた。

今後、令和11年度までの料金改定を目途に検討を行っていく予定である。

また、毎年度、計画数値と決算を比較することでどの程度乖離が生じているかを把握し、重要指標による評価を行って経営の適切性について検証を行う。

（1）経営戦略の目標

本市の下水道事業が将来にわたり持続的・安定的な汚水処理サービスを提供し続けていくべく、財政状況を健全に保ちながら、計画的な投資を進めるために、計画期間中の経営目標を以下のとおり設定する。

指標等	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)	令和16年度 (目標)
投資に関する目標設定			
普及率（%）	77.90%	81%	84%
今後も引き続き計画的な下水道整備を進めることにより、下水道普及率の向上（処理区域内人口の増加）による下水道使用料収入の増加を図る。			
財政に関する目標設定			
経常収支比率（%）	109.03%	100%以上	100%以上
経費回収率（%）	84.36%	85%以上	90%以上
経常収支比率を引き続き 100%以上を維持する。また、下水道普及率の向上による下水道使用料収入の増加のほか、経費削減の取組み、下水道使用料の改定等によって、経費回収率の改善を図る。			

（2）経営戦略の事後検証

経営戦略の計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間であるが、「経営戦略策定ガイドライン」（総務省）では、その推進にあたり毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3年から5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があるとされている。

（3）経費回収率向上に向けたロードマップの推進と点検、進捗管理の方法

経費回収率向上に向けたロードマップの推進のため、毎年度、目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行う。

また、少なくとも5年に一度、下水道使用料改定の必要性について検討するなどして下水道事業の持続可能性の確認を行う。また、「計画（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況等の確認や、改善策及び使用料改定の水準にかかる検証を行い、その内容について住民及び利用者、議会へ公表する。

(4) 経費回収率向上に向けたロードマップ

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算見込〕	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
資本的収入	1. 企業債	744,900	903,100	812,233	703,367	695,931	747,195	841,928	823,532	811,311	787,266	762,400	746,717	
	うち資本費平準化債	151,400	300,000	300,000	300,000	275,000	265,000	247,000	217,000	193,000	157,000	120,000	92,000	
	2. 他会計出資金			107,833	107,420	105,883	99,137	94,275	87,523	79,830	72,051	65,208	65,124	
	3. 他会計補助金	105,980	107,282											
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金	400,000												
	6. 国(都道府県)補助金	293,391	385,559	237,667	358,288	361,522	311,304	209,564	209,564	209,564	209,564	209,564	209,564	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	5,296												
	9. その他の													
収入計	(A)	1,549,567	1,395,941	1,157,733	1,169,075	1,163,336	1,157,636	1,145,767	1,120,619	1,100,705	1,068,881	1,037,172	1,021,405	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	23,093											
	純計 (A)-(B) (C)	1,526,474	1,395,941	1,157,733	1,169,075	1,163,336	1,157,636	1,145,767	1,120,619	1,100,705	1,068,881	1,037,172	1,021,405	
資本的支出	1. 建設改良費	793,643	1,031,800	789,116	800,872	822,200	834,000	845,976	858,131	870,467	882,988	895,694	908,591	
	うち職員給与費													
	2. 企業債償還金	765,619	767,632	779,100	782,234	782,183	777,728	767,810	748,066	732,042	702,082	671,726	650,977	
	3. 他会計長期借入返還金	400,000									400,000			
	4. 他会計への支出金													
資本的支出計	5. その他の	1,175	100	102	103	105	106	108	109	111	113	114	116	
	(D)	1,960,437	1,799,532	1,568,318	1,583,209	1,604,488	1,611,834	1,613,894	1,606,306	1,602,620	1,985,183	1,567,534	1,559,684	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		(E)	433,963	403,591	410,585	414,134	441,152	454,198	468,127	485,687	501,915	916,302	530,362	538,279
補填財源	1. 損益勘定留保資金	385,218	325,910	365,718	378,683	404,038	411,791	415,982	432,533	447,736	861,084	474,088	480,934	
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金	13,400	23,093											
	4. その他の	35,345	54,588	44,867	35,451	37,114	42,407	52,145	53,154	54,179	55,218	56,274	57,345	
補填財源計	(F)	433,963	403,591	410,585	414,134	441,152	454,198	468,127	485,687	501,915	916,302	530,362	538,279	
	補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)		400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000				
企業債残高 (H)		12,618,338	12,753,806	12,786,939	12,708,072	12,621,820	12,591,287	12,665,405	12,740,871	12,820,140	12,905,324	12,995,998	13,091,738	

○会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算見込〕	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支分	327,262	321,241	322,755	326,323	334,278	335,666	337,549	339,891	342,251	344,396	346,834	349,381	
	うち基準内繰入金	94,499	93,936	95,450	99,018	182,597	188,870	197,991	210,829	222,102	233,165	244,583	256,471
資本的収支分	232,763	227,305	227,305	227,305	151,681	146,796	139,558	129,062	120,149	111,231	102,251	92,910	
	うち基準内繰入金	105,980	107,282	107,833	107,420	105,883	99,137	94,275	87,523	79,830	72,051	65,208	65,124
合 計		433,242	428,523	430,588	433,743	440,161	434,803	431,824	427,414	422,081	416,447	412,042	414,505

原価計算表

供用開始年月日 昭和 58 年
 処理区域内人口 61,031人
 計算期間 自R7年4月至R11年3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 662,779	千円 657,674	千円	千円 657,674
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	588,211	615,450	615,450	0
合 計	1,250,990	1,273,124	615,450	657,674

支 出 の 部

項 目	金額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
人 件 費	給 料	千円	千円	千円 0
管 球 費	諸 手 当			0
	福 利 費			0
修 繕 費	繕 費	4,722	4,975	4,975
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
委 託 費	託 料	17,715	18,665	5,369 13,296
	そ の 他	13,121	6,825	6,825
小 計		35,558	30,465	5,369 25,096
一 般 管 球 費	給 料	21,967	27,954	
	諸 手 当	13,551	14,179	10,540 17,414
	福 利 費	6,581	6,886	
理 費	流域下水道管理運営費負担金	301,205	299,540	17,698 281,842
	委 託 料	37,833	39,862	39,862
	そ の 他	4,240	4,495	4,495
小 計		385,377	392,916	28,238 364,678
資 本 減 価 償 却 費	支 払 利 息	111,917	114,621	
	企 業 債 取 扱 諸 費	841,053	884,674	581,843 417,453
小 計		952,970	999,295	581,843 417,453
合 計 (Y)		1,373,905	1,422,676	615,450 807,226

資 産 維 持 費 (Z)	
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	807,226

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = \boxed{0.81}$$

<使用料水準についての説明>

投資・財政計画計上額(A)欄及び公費負担分(B)欄は、計算期間(令和7~10年度)における平均値を記載している。
 締入基準に基づく総入金及び長期前受金を公費負担分(B)欄に記載している。

上記算定の結果は、対象経費に対する料金収入の割合が約81%となり、料金収入が不足している状況である。

上記算定の結果、現状の使用料水準では計算期間における対象経費を賄えていないことから、ロードマップに記載の使用料改定の検討や支出削減の取組みを行うことで、経費回収率の改善を図る。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和4年度決算）

奈良県 香芝市

事業名	事業名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	49.38	77.70	87.76	2,640

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
78,782	24.26	3,247.40
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
61,124	8.53	7,165.77

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

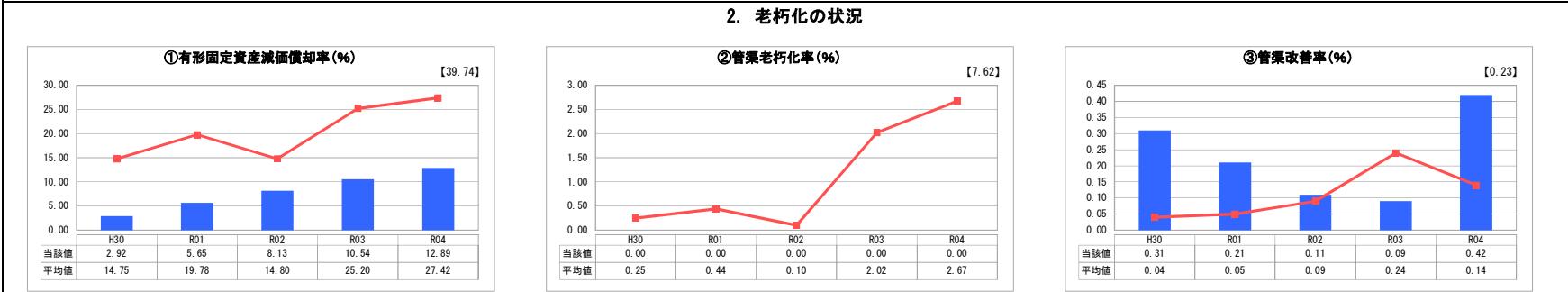
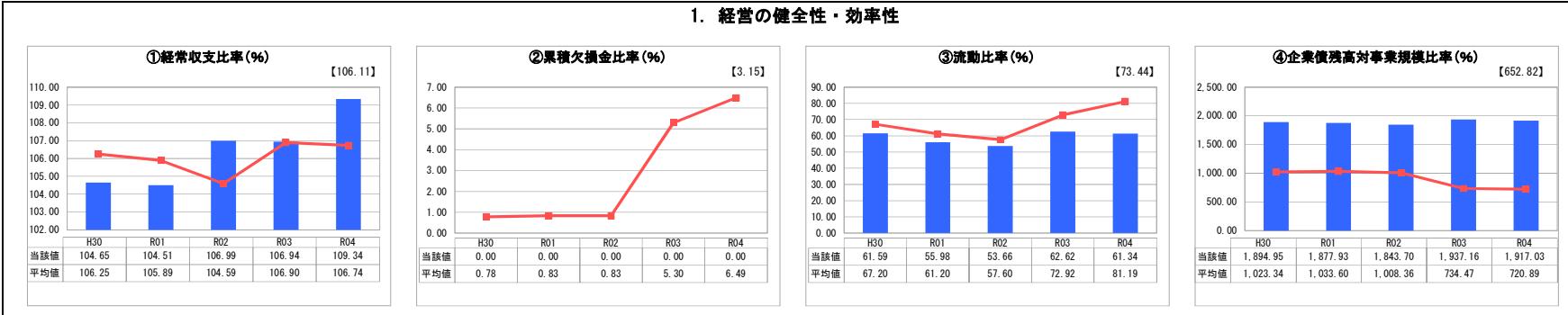
平成30年度より地方公営企業法を適用している。類似団体区分が令和3年度よりBcからBc1へ変更になっている。物件のうち供用開始30年以上に変更。
①「経常収支比率」は、使用料や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費をどの程度賄っているかを示す指標である。現状では100%以上となっており、収支が黒字の状況である。
②「累積欠損金比率(%)」は、累積負債に対する流動資産の割合を示す指標である。100%未満であるが、流動負債には1年内に償還予定の企業債を含み、収入をもって置きするため資金不足は発生しない。
③「流動比率(%)」は、流動負債に対する流動資産の割合を示す指標である。100%未満であるが、普通預金等の収益で維持管理費をどの程度賄っているかを示す指標である。現状では100%以上となっており、収支が黒字の状況である。
④「企業債残高対事業規模比率(%)」は、料金收入に対する企業債残高の規模を表す指標である。普及促進に伴う起債発行が今後も見込まれており、今後は料金改定等についても検討が必要である。
⑤「経費回収率」は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを示す指標である。現状では100%未満で、污水処理に係る費用が料金以外の収入により賄われている状況であり、経営改善に向けた取組をより一層行っていく。
⑥「污水処理原価」は、有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用である。汚水資本費・污水維持管理費の両方を含めた汚水処理によるコストを表す指標であり、令和4年度については減少している。引き続き原価低減に努め、経費回収率の向上を図る。
⑦「経費回収率(%)」は、現在処理区域内人口のうち、下水道を使用している人口の割合を示す指標である。本市は普及途上であり下水道管の新規敷設により供用地域が増加し毎年が増加するため、水洗化率自体は伸びににくいが接続戸数は増加している。新規供用地域を中心に接続率向上に努める。

2. 老朽化の状況について

①「有形固定資産減価償却率」は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標である。類似団体平均と比べ低値となっている。法適用時に資産を再評価し再取得した影響によるもので今後も上昇が見込まれる。
②「管渠改善率」は、当該年度に改善した管渠延長の割合を表す指標である。管路の定期調査において、改善対象となった管渠を順に改善しており、令和4年度については増加している。今後も定期調査の結果次第では、改善の対象となる管渠が増加する可能性がある。
本市の公共下水道普及率は、令和4年度において77.79%であるため、引き続き整備を行う必要があり、新設施設の整備と今後において増加する老朽化施設の改築のバランスを踏まえ、適宜経営計画や投資計画の見直しを行って健全な事業経営を行っていく必要がある。

全体総括

経営の健全性において、類似団体と比較して本市は経費回収率が低く、また、企業債残高対事業規模比率についても、平均値よりも高くなっています。今後、料金改定等についても検討する必要があると考える。
また、本市は普及途上であり、新規の下水道整備を行っていく必要があります。引き続き経営改善に努めるとともに、今後増加する老朽化施設への対策事業量、事業費等を踏まえた効率的・効果的な事業経営を行っていくように努める。



* 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。